

平成31年度後期高齢者医療保険料のお知らせ

■保険料年額の計算

年間保険料 = 均等割額 (47,900円) + 所得割額 { (総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 (9.26%) }

※保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

※年間上限額は、62万円です。

■保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。

被用者保険加入者^(*)に扶養されていた人の保険料の軽減は、軽減期間が見直されます。

(※) 被用者保険とは…協会けんぽ・健保組合・共済組合など

■所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減 《5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更に》

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、
被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ
80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

保険料の均等割額を8割軽減

(変更前) 9割軽減
介護保険料の軽減拡充等に
合わせて軽減率が下がります。

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

保険料の均等割額を8.5割軽減
(31年度に限り据え置き)

「基礎控除額(33万円)」+「**28万円**×世帯の被保険者数」を
超えない世帯(拡大)

保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額(33万円)」+「**51万円**×世帯の被保険者数」を
超えない世帯(拡大)

保険料の均等割額を2割軽減

*均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。

また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

■被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減 《軽減期間が、制度加入した月から2年間に》

後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までの間…均等割額5割軽減

2年経過後…均等割額軽減なし(所得割額はかかりません)

【対象者】資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

■保険料の納め方

①特別徴収の人(年金からの差し引き)……4月より年金から差し引かれます。

②普通徴収の人(納付書または口座振替)…4月より納付書または口座振替で納めます。

現在普通徴収の人(年金受給額が年間18万円未満の人などを除く)で、平成30年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えた人は、次のとおり平成31年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収開始の月
平成30年4月2日～10月1日	普通徴収はありません	4月
平成30年10月2日～12月1日	4月	6月
平成30年12月2日～平成31年2月1日	4・6月	8月
平成31年2月2日～2月28日	4・6・8月	10月
平成31年3月1日～3月31日	8月	10月

■特別徴収から口座振替への変更について

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの差し引き)により納めている人は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL(67) 2704